

第1表

5 東久六小第198号

令和6年2月19日

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立第六小学校
校長名 内田 かほ里



令和6年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法の理念、精神に基づき、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化や課題を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手の育成が求められる。以下の教育目標のもと、伝統の継承と未来の先取の構えで教育を展開する。

◎考える子・・・課題意識をもち、自分から学び、考え、伝え合い、学び合う子

助け合う子・・・生命や人権を尊重し、みんなと協力する心豊かな子

元気な子・・・未来を切り拓き、世界や社会で活躍する心身ともに元気でたくましい子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

「東久留米市第3次教育振興基本計画」に基づき、学校は、全ての子供に対し、そのよさや可能性を引き出すよう努め、全教職員で子供の笑顔があふれる学校となるよう最善を尽くす。

基本方針1「次代を切り拓き、生き抜く力の育成」

ア 学ぶ楽しさや、目標が達成できた充実感を実感できる教育活動により、生涯にわたって主体的に学び続ける力、粘り強く取り組む力及び自己肯定感を高め、自己実現への意欲を育成する。特に、授業の質的向上を図ることで、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、表現する力を育成し、個性や能力の伸長に努める。

イ 学校2020レガシーとして、これからの共生社会に必要な互いの個性や多様性を認め合える人間の基礎を培い、グローバルな社会で活躍する国際感覚を養う。

基本方針2「人とともに心豊かに生きる児童の育成」

ア 教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育、特別支援教育を推進し、偏見や差別をなくし、自他の生命や人格を尊重する態度を育てるとともに、規範意識、道徳心及び真のたくましさをもち、社会の中での自分の役割を自覚して貢献できる児童を育成する。

基本方針3「現代の教育課題への真摯な対応と地域社会の信託に応える学校づくり」

ア 学校評価を活用し、児童、保護者と教職員の自己評価との意識の違いを把握することを通して、教育課程の実施状況を分析し、各学期に成果と課題を検証して修正を行い、学校運営に生かす。

イ 地域や保護者と連携した防災教育や安全教育を充実させ、自助・共助の意識と災害に対する備え及び対処する実践力や将来にわたり心身ともに健全な生活を送る意識と態度を身に付ける。

ウ 第六小の児童の実態を踏まえた指導・指導の充実が図られるよう、各種調査等を基に授業改善を推進し、教員の授業力の向上に努め、児童を誰一人取り残さない一人一人を大切にする教育を行う。

2 指導の重点

(1) 各教科、外国語活動（英語活動）、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 学力調査等の結果を踏まえた授業改善推進プラン、「東久留米スタンダード（学習指導編）」に基づき、指導方法の工夫・改善を図るとともに、多様な「学び」の機会を設定し、思考力・判断力・表現力を習得・活用して、探究的な学習を行う。
- (イ) 年2回の読書月間と月1回の朝読書の取り組みを通して、生涯に渡る読書に親しむ素地づくりを行うとともに、図書館の利活用を通して、思考力・判断力・表現力・情報活用能力を育成する。
- (ウ) 「自分も相手も大切に」人権教育の視点を基に、「考え、議論する」道徳科の授業を展開し、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深めることにより道徳性を養う。また、学校が家庭や地域に道徳的実践を促すことで、家庭や地域と一体となって、豊かな心の育成、充実を図る。
- (エ) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、体育の学習の工夫・改善を図るとともに、10月、1月の体力向上月間の設定、月2回のロング朝遊びや外遊びを奨励し、運動の日常化、習慣化を図る。また、養護教諭、学校栄養士等と連携を図り、食への関心を高め、自らの心身の健康に寄与する自立した食生活を送るための食育を推進する。
- (オ) 毎週3回のモジュール（漢字、計算、書く力）、毎月2回の「放課後タイム」を実施し、児童の基礎的・基本的な学力の定着と学習意欲の向上を図る。
- (カ) 「東久留米スタンダード（家庭学習編）」及び「六小 家庭学習の手引き」を活用し、基礎・基本の学力の定着と家庭学習の習慣化や充実を図る。また、学習目標や適宜挑戦する場面を設定、一人1台端末の活用を通して、学習意欲の向上、学び方のスキルを身に付ける。
- (キ) Society 5.0 で活躍する人材育成のため、一人1台端末を活用し、個別最適な学びとなる学習を展開するとともに、多様な他者との関わりの中で協働的な学びを推進する。また、個別最適な学び、協働的な学びの実現のために各教科等において活用し、プログラミング的思考や探究的な学習の実施を図る。

イ 外国語活動（英語活動）

A L T、英語活用支援員の計画的な活用、I C T機器の活用により、話す必然性のある課題等を工夫し、実践的なコミュニケーションを図るとともに、国際的な感覚をもつ児童を育成する。また、パフォーマンス評価を取り入れた、パフォーマンステストを各学期に1回実施する。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア) 児童の問題意識に基づく課題を設定し、体験的・探究的な実践を通して、問題解決能力、批判的に考える力、多面的、総合的に考える力を育成する。
- (イ) 地域の自然・施設・文化・人財を活用した学習活動を積極的に取り入れ、地域の方々から進んで学ぶ意欲と柔軟な思考力を育成し、地域社会の一員であることの自覚を高めつつ、学んだことを各教科とも関連付けながら、教科横断的な学習を推進する。

エ 特別活動

学校行事や縦割り班、児童会活動などの学年の枠を超えた交流、学級活動等の実践的活動を通して、児童相互の助け合いや認め合い、思いやりの心や責任感、協力的態度、自治能力、社会貢献の精神を育み、社会性を高める。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 児童にとって「考える、調べる、書く、発表・説明する、関わる」必然性のある授業づくりを推進し、「生かす・使える・つくる」力を身に付けた児童を育成する。
- イ 一人1台端末を活用した学習教材、学習手段を取り入れ、自ら学ぶ学習意欲の向上と様々な表現方法を身に付けさせ、それを基に対話的活動を充実させる。
- ウ 市の研究推進校として、研究主題「主体的・対話的で深い学びのある授業づくり」と設定し、教員の授業力の向上を図る。六小版ナインマトリックス図を活用した授業実践を継続し、前年度の研究課題である「深い学び」に関する課題解決に向けて、「学習の振り返りと評価」に重点をおき、目指す児童像に迫る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 児童一人一人が認められる活動の場や機会を設け、児童が互いのよさを認め合う学級や集団をつくり、自尊感情や自己肯定感を高める。また、人権尊重推進月間のポスター、標語、作文の全校での取り組みを通して、児童一人一人の人権を互いが尊び、人間性豊かな学校づくりを進める。
- (イ) 校内委員会での対応を確実にを行うとともに、スクールソーシャルワーカー等外部機関との連携や一人1台端末等の活用により、長期欠席、不登校児童の学習を保障するなど、児童の支援を組織的に行う。
- (ウ) 全教育活動を通していじめの未然防止を図る。特に、学級指導では、SOSの出し方に関する教育や生命の安全教育を行い、年3回のアンケートを実施する。また、年3回の生活指導全体会、毎週の生活指導連絡会等を通して教員相互の情報交換を密にし、全校体制で児童の僅かな変容を見逃さないよう健全育成に努める。いじめが確認された場合は、組織的に厳正に対応する。
- (エ) 安全指導と安全点検、地震対策や不審者対応の手引きを活用した避難訓練やセーフティ教室、情報モラル講習会、薬物乱用防止教室、交通安全教室、がん教育、禁煙キャラバン、保健指導及び家庭・地域と協働した防災教育を通して、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という自助・共助の考えの下、取組を一層推進する。
- (オ) デジタル・シティズンシップ教育の考え方を活かし、これからのデジタル社会を生きる上での必要なスキルや自律的にデジタル社会に関わっていく力を身に付ける。

イ 進路指導

キャリア教育年間指導計画に基づくキャリア・パスポートを活用し、発達段階に応じた様々な活動を通して、自己理解を深め、人の生き方や考え方に触れさせたりしながら、自らの力で自己実現に向けて努力を続けていく態度や社会に貢献する態度を育てる。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

- (ア) 校内体制の整備、児童一人一人の実態と特性について日常的に情報の共有化を図り、全教職員で見守り、育てるという環境を整える。また、共生社会の実現を図るための基礎を培うとともに、研修会を設定し、全教職員が特別支援教育の視点を活かした指導力の向上を図る。
- (イ) 特別支援教育コーディネーターを中心に、「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」に基づき、保護者、巡回指導教員や関係機関との連携を図りながら、児童一人一人の教育的ニーズの把握に努め、個に応じた指導の充実を図る。
- (ウ) 全ての学級において、学習指導では、分かりやすい板書、学習のルールの掲示、ICT機器活用等、ユニバーサルデザインのある授業の積極的導入を行い、児童一人一人の教育的ニーズに応じた配慮や支援を行い、安心して学べる学級をつくとともに、インクルーシブ教育を推進する。
- (エ) 巡回指導教員、難聴言語学級教員による理解啓発授業を教科等の指導計画内に位置付けて実施し、6年間を通して児童一人一人が、自己受容や他者理解の基礎を培い、多様性を受け入れ、共生社会を生きるための能力を育成する。

イ 特別支援教室

- (ア) 児童一人一人の障害や発達に応じた指導の徹底を図るとともに、教材や指導法の工夫により、自己肯定感を高め、将来にわたって生きる力を身に付けられるようにする。
- (イ) 巡回指導教員や通常の学級の教員、特別支援教室専門員、スクールカウンセラーで連携しながら支援方法を組織的に考え、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画を十分に活用して支援の実践と定期的な見直しを図り、長期的、継続的な支援を行う。

(5) その他

- (ア) 月1回の「ノー残業デー」の実施、学校だよりと学年だよりの一元化等、業務内容の精選、改善を通して、教職員が自分のために使う事ができる時間をつくり、自己研鑽に努める。
- (イ) 「みんなで育てる六小の子、みんなが育つ第六小学校」を合い言葉とする。社会参画への資質の向上と地域の一員として地域に貢献する市民性を育む教育活動の推進、幼保小及び小中連携を推進する。